

# 山梨県市町村総合事務組合立 一般廃棄物最終処分場建設工事

## 実施方針

平成26年 4月

公益財団法人山梨県環境整備事業団

## 1. 事業等の概要

### 1.1 事業の概要

#### (1) 工事名

山梨県市町村総合事務組合立一般廃棄物最終処分場建設工事

#### (2) 整備施設

一般廃棄物最終処分場

#### (3) 建設地

笛吹市境川町上寺尾区内

#### (4) 事業主体及び事業実施者

- ・事業主体：山梨県市町村総合事務組合（以下、「組合」と言う。）
- ・事業実施者：公益財団法人山梨県環境整備事業団（以下、「事業団」と言う。）

#### (5) 事業範囲

事業者及び事業団の事業範囲は以下の通りである。なお、各業務における具体的な内容は、要求水準書（案）に示す。（別添資料1参照）

#### 1) 事業者の業務範囲

##### ① 施設の設計・施工

- ・埋立地等の実施設計照査及び施工
- ・浸出水処理施設及び管理棟の実実施設計及び施工
- ・各種申請手続きの支援

##### ② 施設の運営・維持管理

- ・搬入廃棄物の受付・計量・埋立
- ・浸出水処理施設の運営・発生汚泥埋立
- ・全施設の運営・維持管理
- ・見学者対応補助
- ・最終覆土

#### 2) 事業団の業務範囲

##### ① 施設の設計・施工

- ・事業用地取得
- ・住民合意
- ・事業実施にあたっての近隣対応

## ② 施設の運営・維持管理

- ・事業実施の監視・支払い
- ・見学者対応
- ・事業実施にあたっての近隣対応

## (6) 事業期間

- ・設計・建設期間：契約締結日の翌日から平成 30(2018)年 11 月 30 日まで<sup>※1</sup>
- ・運営・維持管理期間：工事完成の 3 ヶ月前から平成 50(2038)年 11 月 30 日までの約 20 年間<sup>※2</sup>

※1：・水処理施設の作動試験は完成検査前に行う。ただし、性能試験は、1 年後に実施することを基本とするが、時期については事業団との協議とする。

- ・使用前検査は、市町村設置であり不要（廃棄物処理法第八条、第八条の二の 5）。

※2：・操業開始のための準備期を約 3 ヶ月設ける。

- ・操業開始は、完成検査後、引渡しを受ける日からとする。

- ・運営・維持管理契約は埋立期間とし、管理期間は含まない。

## 1.2 整備する施設の概要

整備する施設概要は、以下に示すとおりである。

項 目	内 容
事業地	事業面積 125,115m <sup>2</sup>
埋立地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋立面積 : 約 29 千 m<sup>2</sup></li> <li>・埋立容量 : 約 30 万 m<sup>3</sup></li> <li>・埋立高 : 7~17m</li> <li>・貯留構造物：盛土堰堤式</li> <li>・遮水構造 : 底面部 二重遮水シート+水密アスコン 法面部 二重遮水シート 電気的漏水検知システム（電流位相法（線状電極方式）は採用不可）</li> </ul>
浸出水 処理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理能力 120m<sup>3</sup>/日</li> <li>・処理方式：アルカリ凝集沈殿法</li> <li>・放流先：下水道</li> </ul>
管理設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理棟 基準面積：約 500m<sup>2</sup></li> <li>・計量設備（管理棟と合棟）</li> <li>・洗車設備</li> <li>・受水槽・防火水槽</li> <li>・門扉・フェンス・周回道路・駐車場</li> <li>・覆土材仮置場 等</li> </ul>
防災設備	防災調整池 容量：約 9,000m <sup>3</sup>
埋立廃棄物	一般廃棄物（焼却灰、飛灰、不燃物残渣等）
埋立期間	20 年間

## 2. 事業の募集・選定に関する事項

### 2.1 事業者の募集及び選定スケジュール（予定）

事業者の募集及び選定スケジュールは以下の予定である。

内 容	日 程
実施方針及び要求水準書（案）の公表	平成 26 年 4 月 15 日
実施方針等への質問・意見受付期限	平成 26 年 4 月 24 日
実施方針等への回答	平成 26 年 5 月上旬
入札公告及び入札説明書等の公表	平成 26 年 5 月中旬
入札説明書等に対する質問受付期限	平成 26 年 5 月
入札説明書等に対する回答の公表	平成 26 年 5 月
資格審査申請書の提出期限	平成 26 年 5 月
資格審査結果の通知	平成 26 年 6 月
提案書等の提出期限	平成 26 年 8 月
事業者選定審査の実施	平成 26 年 9 月
落札者の決定	平成 26 年 9 月
設計・建設工事請負契約の締結	平成 26 年 10 月
結果の公表	平成 26 年 11 月

### 2.2 入札参加資格

#### (1) 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という）の構成

- 1) 構成員数は、土木・建築を行う者 3 者、浸出水処理施設整備を行うもの 1 者の計 4 者と  
する。
- 2) 共同企業体は、構成員の中から応募者を代表し、事業団との交渉窓口の 1 者を設定しな  
ければならない。
- 3) 各構成員は、本工事の他の共同企業体の構成員を兼ねることはできない。
- 4) 構成員の変更は原則認めない。ただしやむを得ない場合は、事業団と協議すること。

#### (2) 構成員の制限

応募者の構成員は、次の要件をすべて満たしている者であること。

- 1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- 2) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされ  
ていない者
- 3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産手続開始の申立て（同  
法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による  
廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを  
含む。）がなされていない者

- 4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされていない者
- 5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者
- 6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと
- 7) 実施方針公表時において事業団から損害賠償請求を受けていない者
- 8) 以下に示す本事業に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある事業者ではない者
  - ① 本事業に係る施設整備基本計画・基本設計・実施設計・発注支援事業に関与した者  
・八千代エンジニアリング株式会社
  - ② 本事業に係る技術提案の審査に関与した者  
・総合評価技術委員
- 9) 実施方針公表日から落札者の選定に関する公表までの期間に、本工事について総合評価技術委員会の委員と接触を試みない者
- 10) 最近 1 年間の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

### (3) 土木・建築を行う構成員の資格要件

- 1) 土木・建築を行う構成員は、平成 26 年度山梨県建設工事入札参加資格名簿に登録されていること。
- 2) 土木・建築を担う構成員 3 者中の出資比率第 1 位の構成員は、参加表明書の提出期限日において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による土木一式工事及び建築一式工事について、特定建設業の許可を有し、経営事項審査における総合評定値（以下「総合評定値」という）が、それぞれ 1,300 点以上であること。
- 3) 土木・建築を行う構成員 3 者中に出資比率が 2 位の構成員は、山梨県内に本店を有し土木一式の格付けが A であること。
- 4) 土木・建築を行う構成員 3 者中に出資比率が 3 位の構成員は、山梨県内に本店を有し建築一式の格付けが A であること。
- 5) 土木・建築を行う構成員において出資比率第 1 位の構成員は、元請または共同企業体の構成員として埋立容量 150,000m<sup>3</sup> 以上かつ埋立面積 15,000m<sup>2</sup> 以上の一般廃棄物最終処分場または公共関与型産業廃棄物管理型最終処分場（いずれも陸上埋立処分場に限る）の施工実績を有すること。
- 6) 土木・建築を行う構成員において出資比率第 1 位の構成員は、技術士（建設部門）または技術士（衛生工学部門）の資格を有し、10 年以上の廃棄物分野の実務経験を有する者を配置すること。
- 7) 土木・建築を行う構成員において出資比率第 1 位の構成員は、建築物の設計者は、一級

建築士の資格を有し、10年以上の実務経験を有するものを配置すること。

- 8) 土木・建築を行う構成員において出資比率第1位の構成員は、土木の施工現場に一級土木施工管理技士または同等以上の資格を有し、土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有するものを配置すること。また、建築物の施工現場に一級建築施工管理技士または同等以上の資格を有し、建設工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を保有するものを配置すること。
- 9) 土木・建築を行う構成員3者中に出資比率が2位の構成員は、元請または共同企業体の構成員として30,000m<sup>3</sup>以上の土工（切土または盛土）の施工実績を有すること。
- 10) 土木・建築を行う構成員3者中に出資比率が2位の構成員は、土木の施工現場に一級土木施工管理技士または同等以上の資格を有し、土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を保有するものを配置すること。
- 11) 土木・建築を行う構成員3者中に出資比率が3位の構成員は、元請または共同企業体の構成員として100,000,000円以上の建築一式工事の実績を有すること。
- 12) 土木・建築を行う構成員3者中に出資比率が3位の構成員は、建築の施工現場に一級建築施工管理技士又は同等以上の資格を有し、建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を保有するものを配置すること。
- 13) 共同企業体の構成員としての施工実績は、その共同企業体における出資比率が20%以上の場合のものに限る。

#### (4) 浸出水処理施設整備を行う構成員の資格要件

- 1) 浸出水処理施設の整備を行う構成員は、参加表明書の提出期限日において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による清掃施設工事及び機械器具設置工事について、特定建設業の許可を有し、総合評定値が清掃施設工事900点以上かつ機械器具設置工事900点以上であること。
- 2) 浸出水処理施設の整備を行う構成員は、元請または共同企業体の構成員として一般廃棄物最終処分場または公共関与型産業廃棄物管理型最終処分場（いずれも陸上埋立処分場に限る）における60m<sup>3</sup>/日以上浸出水処理施設施工実績を有すること。
- 3) 本施設の浸出水処理施設施工にあたり、施設規模60m<sup>3</sup>/日以上浸出水処理施設の設計・施工関連業務の実績を有し、また建設業法における清掃施設工事業または機械器具設置工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を保有するものを配置すること。
- 4) 共同企業体の構成員としての施工実績は、その共同企業体における出資比率が20%以上の場合のものに限る。

## 2.3 審査及び落札者決定

### (1) 落札者決定方法

事業者の選定方法は、本工事の特性から、価格のほかに、性能、機能、技術等の提案を総合的に評価する必要があることから、総合評価落札方式による一般競争入札とする。

本工事は、最終処分場の運営・維持管理を見据えた施設の設計・施工を実施するため、専門的な技術やノウハウにより、総合的なコスト縮減、工事目的物の性能や機能の向上、環境や安全などの社会的要請への対応を考慮した工事である。

そのため、事業者の選定については、設計・施工に関する技術並びに経済性等を総合的に評価し、落札者を選定する。

### (2) 提案書の技術審査

提案書の審査は、「2.4 総合評価委員会の設置」に示す学識経験者等からなる総合評価技術委員会において、落札者決定基準に基づき審査し、落札候補者を選定する。

### (3) 落札者の決定

事業団の長は、総合評価技術委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。

## 2.4 総合評価委員会の設置

事業者の選定にあたり、総合評価落札方式の評価方法、評価基準、落札者決定基準、技術評価及び落札者決定等において中立かつ公正な審議を行うため、学識経験者等からなる以下の総合評価技術委員会を設置する。

役割	氏名	所属
委員長	平山 公明	学識経験者 山梨大学大学院教授
委員長代理	後藤 聡	学識経験者 山梨大学大学院准教授
委員	小野 雄策	学識経験者 日本工業大学特任教授
委員	滝口 光視	山梨県市町村総合事務組合 一般廃棄物最終処分場運営委員会委員長（甲府市環境部廃棄物対策室長）
委員	佐藤 昭夫	公益財団法人山梨県環境整備事業団境川建設事務所長

### 3. その他

#### 3.1 運営・維持管理の契約

事業団では、落札者との設計・建設工事請負契約締結後、同業者により提出された運営・維持管理内容について協議し、施設操業開始前までに運営・維持管理契約を締結するものとする。

なお、運営・維持管理契約は、本施設の引渡日の翌日から20年間とし、5年ごとに契約を更新するものとする。

#### 3.2 リスク分担と契約形態

設計段階、建設段階、運営・維持管理段階等の各段階における、事業者と組合等（組合及び事業団）のリスク分担は、別添資料2に示すとおりとする。また、本工事の設計・建設工事請負契約形態及び運営・維持管理委託契約形態は、別添資料3に示すとおりとする。

#### 3.3 提供資料の取り扱い

事業団が提供する資料は、本公募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

#### 3.4 提出書類等の取り扱い

##### (1) 著作権

提案書等の著作権は、応募者に帰属する。また、応募者の提出書類については、審査以外に応募者に無断で使用しない。

##### (2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施行方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。

##### (3) 変更の禁止

提案書等は、内容の変更は認めない。

#### 3.5 使用言語及び単位

使用する言語は日本語、単位はS I 単位、通貨は円、時刻は日本標準時とする。

#### 3.6 費用の負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

#### 4. 実施方針等に関する質問・意見の受付・回答

実施方針及び要求水準書（案）について質問及び意見がある場合は、以下の内容にて受付・回答を実施する。

##### 4.1 提出期間

平成 26 年 4 月 16 日（水）から平成 26 年 4 月 24 日（木）午後 5 時まで

##### 4.2 提出方法

「実施方針に関する質問書・意見書（様式 1.1）」または「要求水準書（案）に関する質問書・意見書（様式 1.2）」に記載の上、「4.3 提出先」に電子メールにて提出すること。なお各様式の編集は、Microsoft Excel 2003 以降とする。

また、提出後は、事業団へ質問受付の確認の電話をすること。

##### 4.3 提出先

公益財団法人 山梨県環境整備事業団

E-mail : gijyutu.iinkai@yksj.or.jp

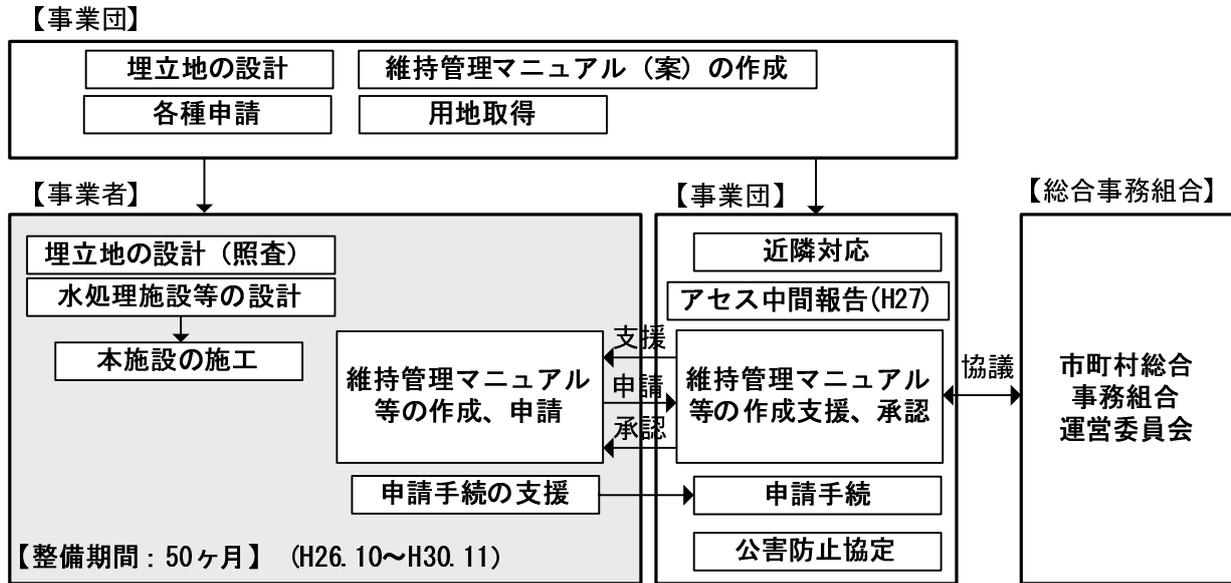
##### 4.4 回答方法

提出された質問・意見は、平成 26 年 5 月上旬に事業団ホームページにて公表する。

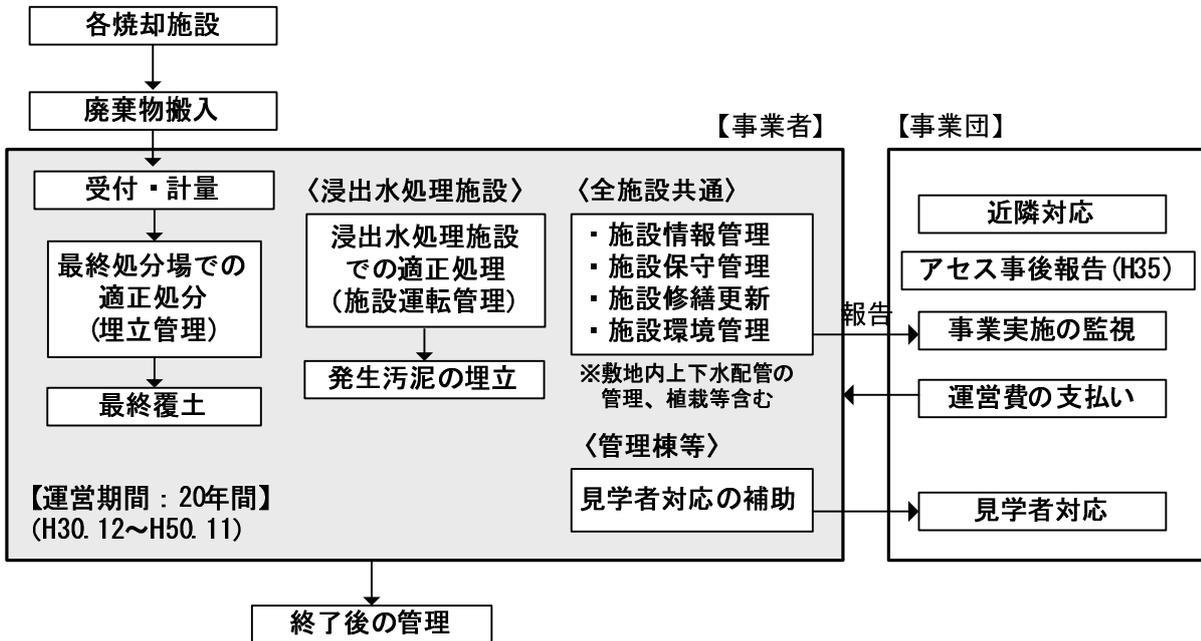
なお、回答作成にあたり、質問・意見の内容確認のため、必要に応じて提出者に確認する場合がある。

別添資料 1 : 事業範囲図

① 整備段階



② 運営段階



## 別添資料 2：リスク分担表

段階	リスクの種類		リスクの内容	リスク分担	
				組合等	事業者
全期間共通	募集資料リスク	(1)	事業者募集資料の誤り又は変更によるもの。	○	
	周辺住民対応	(2)	本事業の実施そのものについての周辺住民等の反対運動、訴訟・要望に関するもの	○	
		(3)	上記以外のもの（事業者が実施する業務に起因する住民反対運動、訴訟・要望に関するもの等）		○
	用地リスク	(4)	地中障害物、土壌汚染、地質・地盤、その他募集資料等から予見できない用地の瑕疵に関するもの	○	
	第三者賠償リスク	(5)	事業者が実施する業務に起因して発生する事故等		○
		(6)	上記以外のもの	○	
	政治リスク	(7)	政策方針の転換、議会承認、財政破綻等によるもの	○	
	許認可リスク	(8)	事業者が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの		○
	交付金リスク	(9)	事業者の事由により予定されていた交付金額が交付されない場合		○
		(10)	その他の事由により予定されていた交付金額が交付されない場合	○	
	物価変動リスク	(11)	「山梨県工事請負契約書第 25 条（スライド条項）の運用について」に準拠する	○	○
	法令変更リスク	(12)	本事業に直接関連する法令・税制の変更等によるもの	○	
		(13)	上記以外の法令・税制度の新設・変更に関するもの		○
	不可抗力リスク	(14)	天災等大規模な災害及び暴動等の予測できない事態の発生により、設計変更、事業の延期、中断もしくは契約解除等の原因となり得るもの	○	

※組合等：山梨県市町村総合事務組合及び事業団

段階	リスクの種類		リスクの内容	リスク分担	
				組合等	事業者
設計段階	測量・調査	(15)	事業団が実施した測量、調査に関するもの	○	
		(16)	事業者が実施した測量、調査に関するもの		○
	設計変更リスク	(17)	事業団の指示・提示条件の不備・変更による設計変更	○	
		(18)	事業者の提案内容の不備・判断によるもの		○
	建設着工遅延リスク	(19)	事業団の事由による建設工事の着工遅延に関するもの	○	
		(20)	事業者の事由による建設工事の着工遅延に関するもの		○
建設段階	工事費増加リスク	(21)	事業団の提示条件の不備・変更に関するもの	○	
		(22)	事業者の事由によるもの		○
	工事遅延リスク	(23)	着工後の事業団の指示等に関するもの	○	
		(24)	事業者の事由によるもの		○
	試運転・性能試験リスク	(25)	試運転・性能試験（事業者実施）に要する廃棄物の供給等に関するもの	○	
		(26)	試運転・性能試験（事業者実施）の結果、契約等で規定した要求性能の不適合によるもの		○
運営・維持管理段階	搬入量・質、処理量・質の変動リスク	(27)	受入廃棄物の許容量・質を大幅に超過するごみの受け入れ、又は浸出水量・質を大幅に超過する浸出水処理	○	
	要求水準不適合リスク	(28)	契約で規定した要求性能の不適合によるもの（設計・施工の不良によるものを含む）		○
他	施設性能リスク	(29)	運営・維持管理契約終了時における施設の性能確保に関するもの		○

別添資料 3 : 事業スキーム図

